

第14回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

日 時：平成24年12月26日（水曜日）

午後2時30分から

場 所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

1 開会

○司会 定刻にはまだ若干時間があるのですが、皆さんおそろいになりましたので、これから第14回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたしたいと思います。

2 あいさつ

○司会 まず、宮城県環境生活部部長の本木よりご挨拶申し上げます。

○本木環境生活部長 それでは、改めまして御礼を申し上げたいと思います。

今日は、師走の大変慌ただしい中、それから今日は本当に寒い日になりましたが、そういうお寒い中、当委員会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

評価委員会も、この表題にありますとおり今回で14回目ということでございまして、委員各位におかれましては、これまで設置以来長年にわたってご指導賜っております。重ねて御礼を申し上げます。

今日は、これまでの調査の報告書案の諮問、それから、報告事項が2件ございますが、7月に開催をいたしました前回の評価委員会で、私から今回の産廃特措法の改正の動向などについてご報告をさせていただいております。その詳細について、後ほど事務局からご説明をさせていただきますが、ご案内のとおりこの産廃特措法も10年延長するという改正でございましたが、これが8月に可決成立をいたしまして、すぐ公布、施行されております。

そこで、今回の竹の内の処分場についても継続適用ということで、いろいろ国と協議を重ねてまいりました。なかなか当初は継続適用が難しいという国からの感触といたしますか、答えがあつて、厳しい状況もございましたが、何とか協議を続けてきた中で、環境大臣協議の作業を進めるといふところまでは国のご了解を得て、今まで作業をやってきました。最終的な結論というのは、やはり来年の3月の国の大臣の承認を得てということになりますが、今日はそういうことで国との調整の中で手続をしましよと、進めましようということで県が作業をし、県としてまとめた内容について、これからご説明をさせていただいて、皆さんのご意見をいただければなというふうに思っております。

県としても、今後も今回の皆さんの評価委員会としてのご意見、ご指導を賜りながら、処分場の安定化に向けた必要な措置を今後も講じてまいりたいというふうに思っておりますので、今日もご指導を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い

いたします。

○司会 それでは、本日出席されている委員のご紹介をさせていただきます。

まず、須藤委員長でございます。

○須藤委員長 須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 藤巻副委員長でございます。

○藤巻委員 藤巻でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 稲森委員でございます。

○稲森委員 稲森です。よろしくお願いいたします。

○司会 井上委員でございます。

○井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

○司会 大宮委員でございます。

○大宮委員 大宮です。よろしくお願いいたします。

○司会 風間委員でございます。

○風間委員 風間です。よろしくお願いいたします。

○司会 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤です。

○司会 田村委員でございます。

○田村委員 田村でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、事務局の紹介させていただきます。

まず、ただいまご挨拶いたしました本木部長でございます。

○本木環境生活部長 本木でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 加茂次長でございます。

○加茂次長 加茂でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 渡部室長でございます。

○事務局（渡部室長） 渡部です。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

（1）諮問事項

生活環境影響調査報告書（案）について

○司会 それでは、議題の審議に入らせていただきます。

議長につきましては、評価委員会条例第4条第1項の規定により委員長が務めることとなっております。須藤委員長、よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 それでは、ご指名でございますので、以後の進行を務めさせていただきたいと思っております。

委員の先生方には、先ほど部長からもお話がございましたように、12月としては大変厳しい寒さの中、しかも押し詰まったこの時期に評価委員会を開催するという中で、ほとんど全員の先生にお集まりいただきましたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。

それから、本日はたくさんの傍聴の方、今までになくいらっしゃっております。地元の村田町の方々、議長さんを初めたくさんの方においでいただきました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

いつもの会と同じように、本来ですと審議に入るわけでございますが、本日もたくさんの方からの、傍聴人から発言をしたいという申し出がございます。よろしゅうございましょうか。なるべく審議に差し支えない程度の短い時間でご発言をいただきたいと努力をいたしますので、そのように図ってよろしゅうございましょうか。

それでは、いつものとおり、ご発言をいただきたいと思いますが、ここは議事ではまだないのですが、いつもは3人か4人というところなのですが、本日は6人おいでになります。議長さんもおいでになっていらっしゃるので、斎藤村田町議会議長様から順番にということではよろしゅうございますか。それでは、そのようにお願いしたいと思います。

○斎藤 ただいまご紹介にあずかりました、村田町議会議長を拝命いたしております斎藤万之丞と申します。特に日ごろ大変ご腐心とご指導賜っております諸先生方には、後段の万之丞という名前のほうで覚えていただければというふうに思っております。平成もここまで来ましたときに、このような名前を持つておるということに対して、最近まで非常に劣等感を持っておりましたが、このごろやっと人の前で万之丞でございますなんていうことを言えるようになったところでございます。

さて、村田町竹の内産業廃棄物最終処分場生活環境影響評価委員会委員の皆様、大変にご苦労さまでございます。本日の評価委員会に当たりまして、須藤委員長様よりご了解を賜りましたので、村田町議会を代表いたしまして意見を述べさせていただきます。

今月の17日、村田町議会といたしまして、竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策に関する意見書、要望書を、宮城県知事並びに宮城県議会議長に対しまして提出をいたしております。意見書、要望書は、次のような内容でございます。

竹の内地区産業廃棄物最終処分場は、平成15年以降、これまで種々の改善措置命令の履行について、県の行政代執行により実施されております。平成19年3月には、特定産業廃棄物に起因する支障除去に関する特別措置法により、国の支援を賜りまして、雨水浸透防止対策工事及び多機能性覆土整形工事等の支障除去対策工事が平成21年3月に竣工し、その後も環境モニタリング等が実施されてきております。これらに関しましては、村田町議会といたしまして、また、議会総務民生常任委員会の所管事務として、処分場周辺地域住民の健康及び生活環境を守る観点から、幾度かの調査を行ってまいりました。

支障除去工事後は、問題となっていた臭気等について、相当に改善は図られてまいりましたが、現在でも設置された観測井戸の一部を開放いたしますと硫化ガスの噴出が確認されるほか、東日本大震災には、埋没等の移動や埋設等の移動や地盤の沈下が発生していると予想され、処分場内は安定化した状況にあるとは認めがたいものがある現状でございます。また、今年6月には、竹の内地区産業廃棄物最終処分場の恒久対策についての請願書が竹の内産廃からいのちと健康を守る会よりご提出され、村田町議会で採択したところでございます。

このような現状を推察いただき、処分場周辺住民から処分場対策に関しまして十分な理解が得られるように、速やかに恒久対策を実施されますよう次の3項目について強く求めるものでございます。

1つ、本年8月に公布されました特定産業廃棄物に起因する支障除去等に関する特別措置法の一部改正に平成25年度以降も適用されるように、本町や処分場周辺住民の意見等を聞き入れて実施計画の策定を行い、環境大臣への同意が得られますよう特段のご尽力をお願い申し上げます。

2つ、支障除去対策工事後の環境モニタリングを継続的に実施し、評価委員会等のご意見を聴取して処分場の改善に努めるとともに、ろ過沈澱池や湧水箇所の水質調査を実施し、モニタリング箇所の見直しや項目の追加など、現地の状況に即した策を講じられますとともに、最終的には恒久対策を実施されるようお願いを申し上げます。

3つ目、改正特別措置法に関連した事項を初めとして、生活環境影響調査結果を踏まえて、地域の安全・安心を確保するために、逐次住民説明会の開催をお願いいたします。

以上のような意見書、要望書の内容ですので、評価委員会の先生方におかれましても、処分場周辺住民の皆様が安心して健やかに生活できるような評価の取りまとめをよろしく願いを申し上げます。

貴重な時間をまことにありがとうございました。

平成24年12月26日、村田町議会議長、斎藤万之丞。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○須藤委員長 斎藤議長さん、どうもありがとうございました。

続いて、木村さんでよろしいでしょうか。木村勇造さん。どうぞ。なるべく簡潔にお願いいたします。

○木村 ただいまご紹介いただきました、竹の内産廃処分場にありますところの行政区長をあずかっております木村と申します。いつもお世話になってございます。

私からは、いろいろな形で行政区長の立場から申し上げますと、やはり一番心配なのは子供たちのことなんです。私も及ばずながら学校の子供たち、特に小学生の子供たちを、通学路関連もあります。見守り隊のほうを6年ほどさせていただきながら、子供たちの安全といろいろな面で活動をさせていただいておったのですが、特に子供さん、この少子化の時代に、子供たちが非常に大切に思われる時代になってきたなというふうにかねがね感じているところです。なおかつこのような産廃処分場ができてから、やはり、特に子供たちのことを中心にずっと地元として考えてきたわけですが、特にお願いするのは、やはり安全で、しかも子供たちが安心して暮らせる地元になっていただきたいというのが常々の思いでございます。どうかひとつよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○須藤委員長 木村さん、どうもありがとうございました。次は、大内敬子さん、どうぞ。

○大内 皆さんどうもご苦労さまです。大内です。

さっき県からの話で、産廃特措法の延長の手続は進めることになったと言っているのですが、これ、確実に適用になるようお願いしたいと思います。そして、いつも同じことなので、私は学問的に一切わからないので、ちょっと入り口ぐらいの、表面上のことだけ。それで、今までいろいろやってきているのですが、工程表がなかなか出てきません。どういうふうにしてやっている、そしてどの辺で終息するのかという工程表。それらをはっきりしてもらいたいと思います。それから、あそこはフェンスでずっと囲まれていますよね。なぜ出入りできないのか。そして、鍵がかかっているから一般の人は入れないでしょう。それが、実際おかしいと思います。新聞には終息したような記事が載ったり、住民は安心しているような、そういう雰囲気にとられていますが、だったらなぜあそこにフェンスをいつまでもやっているのかなど。それらを考えると、やはり中がおかしいからフェンスで囲っておくのでしょうか。危険だから。だから、それらをきちんとしてもらいたいと思います。やはり幾らなんでもそこに隔離しておるとい

こと自体が不自然なんだろうと思います。危険だからフェンスで囲って人を入れないようにしているんだろうと思うので、それらについては何にも触れられていないのです、今まで。危険だとか何とかという話。だから、それらについては、やはりきちんと、評価委員の方々は実行で評価だからなかなかうまくいかないのかなと思うけど、県知事のほうにいろいろ強く言っていただいて、そして、早くあのフェンスを取れるような状態にさせていただきたいと思います。そして、昔のようにあそこに自由に出入りできる、そういう里にしてもらいたいと私は強く願っています。

ただ、どうしてこうなのか、いつまでもおかしいことばかりだなと思いますが、特措法の延長となれば、何か計画書提出という話をお聞きしたのですが、やはり今こういう時代ですから、自然エネルギーとかいろいろなそういう方向でもあそこを利活用できるような方向を考えていただくように、委員会から県のほうに申し出をしてもらって、どうしても延長するなら、あそこを利活用するから延長するんだというふうな方向で考えていただいたらどうなのかなと。私はそういうふうに考えます。よろしく願いいたします。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。それでは、鈴木健一さん、どうぞ。

○鈴木 鈴木でございます。

特措法が延長されることは決まったわけですが、竹の内処分場がその適用を受けるかどうかというのは、今議論になっているところでございます。いずれにしても延長が必要だと。あのまま放り投げられたのでは、私どもはもうどうにもならないわけで、ぜひ適用の延長をひとつ県のほうを通じまして実現してもらいたいというふうに思っています。

それについても計画書が必要だというふうなことになって、ここにも若干計画書、今日の資料の中にも出ているようでございます。一言で言って、この県の対策の計画は、1つはモニタリングの計画と。それからあとガス抜き対策と。それから、いつするかわからないけれども、PRBの考え方が出ているということでもあります。

しかし、このPRBの話は、既に5年前のこの特措法の適用、当時支障除去対策の議論がされて、その計画にも出されていたわけです。当時はグレーゾーンと言われた部分で、当時の計画書を見ると、このPRBの実施は平成21年から、ただしグレーゾーンですが、平成21年からということが表示がされておりました。しかし、現実的には今日まで、平成24年になっても実施をせずに、その理由としては、周辺環境に支障がないと、こういう理由でもってPRBの実施はずっと先延ばしされてきた。このことを見るときに、言ってみれば今さらジローではないですが、また、PRBの考え方が出ていると。言ってみれば5年前の練り直しをただここに延

長として出したと、こういうことではないかと思っているのです。これでは国に対するインパクトというか、あるいは迫力がないのではないかと。国から見れば、支障ないと言っているんだから、やる気はないのだろうと、こういうふうに見られてもしょうがないのではないかと私は思います。

したがって、今やはり必要なことは、こういう計画をやるから、こういう対策をやるから、ぜひ適用の延長をお願いしたいというためには、具体的な支障除去対策、つまり、浄化対策、ポンプ&トリートメント的な、そういう具体的な対策とか、あるいはさまざまなあそこに対する今後の取り扱いの問題とか、そういうところを示されない限り、やはり国を「そうか」ということに持っていくのになかなか弱いのではないかと思います。したがって、そういうところをこの計画に、ぜひこの具体的なものを載せて、例えばPRBやるのであれば、2年後にやりますとか。ここにはただ点線で、いつやるかわからないようなことで、破線でもってずっと書いてありますが、あと10年間ですね。これではやはりまだやる気はないのだろうと、こういうふうに見られてもしょうがないのではないかと思います。したがって、今私が言ったようなことを、ぜひ具体的に載せて、PRBをもしやるのであれば、再来年にやりますとか、もうそういう判断の時期に来ているのではないかと思います。

ぜひそのことを含めて、この評価委員会の中で、県のほうにも提言していただくように、須藤委員長にはぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。そうしましたら高橋さん、2人高橋さんいらっしゃるんですね。最初のほうの高橋さん。典久さんが最後。

○高橋 住民の高橋です。よろしくお願いします。

私から1点ほどお願いがあります。というのも、モニタリング実施ということで、専門家さんの意見を仰ぎながらモニタリングをやるということですが、過去モニタリング指数を見ますと、数値的に大分安定してきたという形で、住民の一部においても終息したのではないかとというような考え方をとられる人も多くあったわけでございます。そんなところで、その反対の意見もあるわけです。ただ、私個人としては、このモニタリング、数字をずっと見ていますと、過去数カ月間の数値を見ますと、0.000、0.005、次の月は0.000。こんな状態なのでしょうか。ここにうたってあるモニタリングそのものが、もっと変わった場所、今の場所でこんな形ですとずっと継続しています。こんなことで本当によかったのでしょうか。終息したというのであるならば、我々に、もうここで実際的に大丈夫だよと言えるようなその数値が出てきているのかなという人もいます。

でも、なかなか我々、ずっとこの竹の内産廃に携わって10年間、正直言って、県の方々には申しわけないのですが、うそをつかれてきたような状態で、ずっとそういったなだめられた状態でやってきているんです。今になってこういう数値を見せられても、いや終息しました、いや大丈夫です、これで納得できるのかというと、我々正直言って納得できません。

このモニタリングをきちんとした形で、もっと専門家さんの意見なりを聞いていただいて、皆さんでそれを検討していただいて、もっと確実なモニタリングをしていただきたいなというふうに思うわけです。

私からは以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。それでは高橋典久さん、もう一人の高橋さん、どうぞ。

○高橋典久 村田町の一町民高橋といます。今日はこういう発言の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

竹の内産廃処分場を語るに当たりましては、硫化水素の話から始めないわけにはいきません。卵の腐ったような嫌なにおい。胸がむかつくような吐き気をもよおすにおい。硫化水素、毒ガスです。竹の内は深い湿田なので、もともと自然の中に硫化水素はある、そんなデマ情報が幅をきかせた時代もありました。硫化水素は、建築廃材に含まれる石膏ボードの主な成分である硫酸カルシウムと水とが反応して発生すると言われていています。そうした一般的な硫化水素の発生メカニズムすら、町民には知らされませんでした。28,000ppmという不名誉な日本一の濃度。これは、平成14年4月27日付河北新報に出ていたものです。そういう高濃度を記録し、日本全国に悪名をとどろかせたのでした。途方もなく大量の建築廃材が埋められているということです。県も不法投棄の事実を認めています。

したがって、竹の内産廃処分場は、安定型産廃処分場というより、破綻した管理型処分場と言うべきです。土をかぶせておしまい、暫定的対策というわけにはいきません。周りの土地からきちんと遮蔽し、水処理施設等を設けて無害化をすること。恒久対策あるいは前者が述べられたPRB工法、そういうものがが必要です。産廃特措法では、恒久対策の経費も含め、合計約30億円認められていました。

平成22年10月1日付河北新報には、次のようにあります。

竹の内産廃汚水噴出。住民報告怠り反省。県議会一般質問、県情報公開を約束。村田町の竹の内産廃処分場内で、昨年平成21年12月、ボーリング孔からガスと汚水が噴出した。噴出は、2003年、平成15年12月以降14回あったが、県は住民生活への影響はないと判断し、地区住民、

学識経験者でつくる県の評価委員会や町に対し、噴出の事実を一切報告していなかった。

平成22年8月31日、浸透水噴出事象への対応について。これを議題とする第9回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響評価委員会においては、次のような発言がありました。これは、県議会でも引用された部分です。

なるほど、前の問題で理解していたよりもっともっと深刻なんだなということは、恐らく委員の先生方の共通だと思いますよね。私も非常に気にしているのは、でかく言えば、あそこはみんなメタン発酵層ですよ。メタン発酵層で、しかも硫酸塩還元菌もいて、その硫酸塩還元菌が、その酸化還元、電位の状況によって比較的たくさんできるときとできないときと、薄まればできないかもしれないし、いろいろなそういう大きな嫌気性発酵層が、あと10年、20年あるいは30年続かわからない状況ですよ。前に比べれば少なくなっていることは確かだと。でも、あの状況は、まだ発酵が進んでいるということだけは間違いがないわけですよ。噴き上げるということは、噴水が上るということはそういうことですから。私、モニタリングだけの委員会だと不十分なんです。これは大変深刻な状況だから。こんなふうに私はまとめましたがいかがでしょうか。これは、議事録の33ページにある須藤委員長の発言でした。

また、第10回評価委員会（平成23年1月25日）において、須藤委員長は、私が一番不安にいつも思っているのは、あそこに雨が毎時100ミリから150ミリ降っちゃったらどうなるんだろう。あれだけ不安定な反応層の中に地震が起きたらどうなるんだろう（議事録の29ページ）とも述べています。さらに、前回第13回評価委員会（平成24年7月31日）において、やはり須藤委員長は、内部を見ると非常に不安定な要素があるので、爆弾を抱えているような状況ですから、それが何か起こす可能性が非常にある（議事録34ページ）。あるいは、内部環境については、さまざまな問題を含んでいるので、今後のモニタリングなり、あるいは支障除去の対応、つまり恒久対策だと思いますが、が必要であるかもしれないので、今後、検討が望まれる（議事録34ページ）と述べています。

要するに、さきにも引用したように、竹の内産廃処分場の内部環境は、モニタリングだけの委員会だと不十分なのである。あれだけ不安定な反応層からすれば、爆弾を抱えているような状況なのだと思います。したがって、支障除去の対応、すなわち恒久対策を視野に、本質的な問題解決（議事録31ページ）に向け、より踏み込んだ対策を講ずるべきであり、最終処分場の廃止基準（議事録38ページ）を明確にし、何年先までにそれを達成するのかという目標、例えば10年なら10年ということがあって、そのために10年先に廃止基準を目指しますという方針、10年なら10年の間で見通しが立たない状況であれば、予算の範囲内でそれを積極的に提言して

いくような方策、恒久対策のことだと思いますが、を国に対して要望していくことが当然自治体としては必要なこと（議事録38から39ページ）であると思われます。まとめにおいて須藤委員長が、特措法をやめたほうがいいという人は多分この中にいないですよ。特措法をやめたほうがいいから、早く平成24年度でおしまいにしてもらってくれということは多分ない（議事録42ページ）と述べているように、この評価委員会は、改正産廃特措法を念頭に話し合われたものでした。

いよいよもって、評価委員会の使命を果たすべきときが来たように思われます。第314回県議会において、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響評価委員会、評価委員会の設置が決定されました。平成19年7月4日議決。評価委員会の所掌事務は次のようにあります。県配付の資料、評価委員会の設置についてから引用するものです。

①モニタリング計画に関する意見。②モニタリング結果の評価、意見聴取。その下に米印がついておりまして、モニタリング結果を評価して、事業の評価や処分場の廃止時期や第2段階の浸出水拡散防止対策。第2段階のというのは、恒久対策のことを言っているのだと思います。前者が言われたようなPRBあるいは町が提案したポンプ&トリートメントということだと思います。その実施時期の検討を行うと県配付の資料の中にこのように書いてあります。

したがって、平成25年3月、改正特措法対象外れを目前に控え、今こそ評価委員会が、より踏み込んだ事業の評価や処分場の廃止時期を明らかにするとともに、最終的には恒久対策、第2段階の浸出水拡散防止対策の実施を視野に、県が具体的に抜本的な対策を講ずるよう提言していただくよう要望いたします。

終わります。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。以上、6人の方のご意見をいただきました。

どうぞ委員の先生方、これからの審議の中でも十分これを、住民の方のご要望でございますので、ご参考にしてこれからの審議を進めていきたいと思っております。

これから本題の議事に入ります。大変スタートが遅くなりましたことをおわび申し上げます。

○藤巻委員 ちょっと不規則発言で申しわけありません。

今、住民の方のお話をお伺いしていると、この評価委員会と住民の方との間の認識といたしますか、理解度といたしますか、その乖離がちょっと見られるので、どうでしょう。提案なんです、この評価委員会が終わった後、一人二人になるよう、短時間に感想なり意見なりを述べていただいて、インタラクションを起こして。

○須藤委員長 というのは、この委員会の感想ですね。

- 藤巻委員　そうです。
- 須藤委員長　この委員会の。これは議事というのは決まっております。例えば今日も観測結果についての諮問をやらなければいけませんので、内容的には自由に勝手なことをできないようになっていきます。
- 藤巻委員　終わった後です。
- 須藤委員長　終わった後にお聞きになりたいということですね。
- 藤巻委員　そうですね。
- 須藤委員長　いいでしょう。
- 藤巻委員　一人二人で、最初から考えてもらって、発言しようという人には発言してもらって、我々で聞いてみるということです。
- 須藤委員長　わかりました。それでは、一応議事はそこで切っておいて。
- 藤巻委員　そうです。でも、余り我々の認識と理解とが住民の方と離れてしまうと、それはそれでまた問題だと思うんですよね。
- 須藤委員長　ええ、まあそれは。ただ、これは設置要綱もありますので、もし変えるんなら、設置要綱も変えなくてははいけませんので。
- 藤巻委員　そうですね。ですから終わった後です。
- 須藤委員長　はい、わかりました。では、先生からのそういうご要望なので。何か今の件についてですか。
- 佐藤委員　このままでいいですか。今、傍聴人発言の中で大分まとめて言っていたのですが、設置要綱というのを、ここでも何度か申し上げましたが、モニタリングの評価だけをやるのが評価委員会ではなかったと。その当時は、モニタリングの設計までかかわってくださいというような、設置要綱にちゃんとそう書いてあるわけです。
- 須藤委員長　書いてあります。
- 佐藤委員　だから、評価委員会の意見というのは、モニタリングに対してオーケーだというふうな言い方だけではなくて。
- 須藤委員長　だけではないですね。
- 佐藤委員　はい。こういうふうにしなさいよというような指導的な役目も期待された設置要綱になっています。それは間違いありませんで、そのところをひとつ頭の真ん中に置いていたきたい。

それから、これは動議なのですが、議題の中で（１）諮問事項　生活環境影響調査報告書

(案)について。これで延々とやられて、今のところ問題ありませんというような結論になると。これはちゃんと書かれていることをごさいます、そこまで言うというふうなことで今まで失敗してきたということですね。(2)報告事項で②改正産廃特措法への対応について。これはただの報告事項で、こういうふうになっていますという報告をいただくだけということですが、本当は一番ホットな話題にしなければならないのはこのことだと思います。ほかのことは置いても。この時期なので、これだけは絶対外せないということなので、このままやっただけなら諮問事項の(1)は本当に10分ぐらいでぱぱっとやっただくと。それから、今藤巻先生言われたように、報告事項の②は報告事項ではありません。これは。そっちのほうに力点を置いた議事の進行をお願いできればと思います。

○須藤委員長 はい、わかりました。

これは1つの行政のルールなので、諮問があつて、これを答申をしなければいけないというのはこの委員会の使命でございますから、内容の濃さ、長さは別にして、この今までやったモニタリングの成果についてはお伺いをして、それで答申をしなければいけませんので、まずはそれは粛々としてやらせていただきたいと。

○佐藤委員 粛々と。

○須藤委員長 粛々というのは、多いかどうかはともかくとして、やらせていただくということにいたします。

それでは、ちゃんとした、これは会議でございますので、成立要件から始まって、一応会議の形式をとりたいと思いますので、それでは議題に入る前に事務局から成立要件についてご報告願います。

○司会 本委員会は10名の委員により構成されておりますが、本日は8名の委員のご出席をいただいております。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第4条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席により本日の会議が成立していることをご報告いたします。

次に、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず次第、それから出席者名簿、座席表、審議に係ります資料としまして、諮問事項の関係で生活環境影響調査報告書(案)について、これは本編と概要と2部ございます。それから、報告事項1、最終処分場の廃止基準項目とその経年変化、報告事項2、産廃特措法改正への対応について。さらに参考資料といたしまして、現在の実施計画書、それから、処分場の現状デ

ータ編をお配りしておりますのでご確認願います。

なお、処分場の現状データ編につきましては、会議終了後、回収とさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○須藤委員長 佐藤さん、ありがとうございました。

それでは、今の資料全部よろしゅうございますか。

議事に入りたいと思います。

諮問事項、報告事項という順番でまいりますので、まず諮問事項であります、生活環境影響調査報告書（案）について、ご説明を願ひたいと思います。

○事務局（渡部室長） それでは、私から説明をさせていただきます。

諮問事項、生活環境影響調査報告書の概要版に基づきましてご説明をいたします。A3版の資料をお開きください。

今回は、平成24年の4月から9月までの半年間のモニタリング結果を提示しております。1ページの右側には、調査内容、半年間調査の頻度、それから、2ページのほうの表には、調査項目なり具体的なモニタリング計画をお示ししてございます。

では、各調査の結果を、順を追って説明いたします。

まず3ページですが、大気環境調査でございます。図に示しました処分場の真ん中と対象地点である村田町役場の2地点で6月と8月に調査を実施しております。その結果は、環境基準が設定されている4物質、指針値が定められている6物質、その他の22の物質の濃度全ての項目で、処分場内と対象地点でほぼ同程度でございまして、それから、それぞれの基準値を満たしている結果でございました。

次、5ページをお開きください。こちらが硫化水素連続調査でございます。処分場の東側の敷地境界2地点と村田第二中学校、この3地点で30秒間隔で連続モニタリングをしております。今回の期間におきましても、0.02ppmという目標値を一度も超えませんでした。

6ページは、放流水と放流先である荒川の河川水の水質調査でございます。6月と9月に調査を実施しております。まず、放流水の水質につきましては、廃棄物処理法に定める放流水基準項目は、全て適合してございました。また、荒川の水質は、放流地点の上流側、下流側で測定しておりますが、その水質は同程度でありまして、放流水の荒川水質への影響はほとんどないものと考えております。

7ページは、処分場内の浸透水、それから周辺の地下水の水質調査結果でございます。浸透水の測定は、場内の9地点の観測井戸。それから、地下水につきましては、上流側2地点、下

流側2地点の4地点で、6月と9月に調査を実施してございます。場内の浸透水の水質調査結果ですが、9地点のうち廃棄物処理法の基準を超過しているのは、砒素が2地点、ベンゼンが1地点、BODが5地点でございます。また、地下水環境基準を超過しているのが、ふっ素、ほう素は9地点全て、1,4-ジオキサンは3地点、塩化ビニルモノマーが1地点、ダイオキシソ類が1地点、これらで地下水の環境基準を超過する結果が出ております。

昨年度から硫化物イオンの濃度を、硫化水素ガス発生との関連があるということで測定項目に加えております。9地点のうち4地点で検出されまして、その濃度範囲は0.1から8.0mg/Lという結果でございました。処分場周辺の上流側、下流側の地下水につきましては、地下水の環境基準に全て適合しており、また、悪化の傾向も認められませんでした。

9ページですが、9ページは毎月行っております発生ガス等調査結果などでございます。まず(1)の発生ガスの状況でございますが、これは、毎月処分場内の11地点の観測井戸で発生ガス及び浸透水の簡易な調査を実施しているものであります。この観測井戸から発生している硫化水素の濃度ですが、一番高い地点がH16-11という観測井戸で、半年間の間での最大濃度は140ppmでございました。その他の地点は100ppm以下というレベルでございます。13年度の測定開始当初と比較すれば、全体的には低下傾向にございますが、最近はおおむね横ばいでございます。

また、メタン濃度は、No.3という観測井戸で90%という濃度を示しました。また、H16-5、H16-11という地点で比較的メタン濃度が高い状況になっております。また、発生ガスの量ですが、H16-5、ここが6月と7月に1分当たり2.7リットルのガス量ということで、他の地点と比べて多い量を示しております。その他の地点は、1分当たり1リットル以下という発生ガス量でございます。

なお、No.3とNo.5は、以前からガスと浸透水が噴出する事象が時々発生してございます。この半年間におきまして、両観測井戸とも、これらの調査時に2回ずつこの事象が発生をいたしました。

続きまして、11ページにまいります。11ページは地中温度の調査結果であります。観測井戸14地点の地中1メートルごとの地中温度、実際にはその浸透水の温度になりますが、地中温度を測定したものであります。6月と9月に測定を行いました。最も温度が高かった地点は、新工区のほうのH16-13という地点でございます。6月は、最高温度が32.3度、9月が29.3度という温度でございまして、埋立区域外の調査地点と比較しますと20度近く高い温度となっております。次いで高い地点はH16-3、同じく新工区にございますが、これらの地点付近では、廃

棄物の分解反応が他の場所よりも活発であると考えられます。

12ページは、地下水位の調査結果であります。地下水位は、井戸の中に水位計が設置されておりまして、1時間ごとに自動的に水位をはかって記録する形になっております。

なお、この水位は、海拔の標高であらわしておりますが、昨年3月の地震により地盤沈下が生じたため、地震以降の水位は地震後に測量しました地盤標高ごとに補正してあらわしております。13ページと14ページに、この水位の動きをグラフに示しております。13ページの左のグラフは処分場外の周辺地下水を、それから、13ページの右側と14ページは埋立区域内の水位の動きをあらわしております。

なお、このグラフのA3版に拡大したものは、報告書本編の98ページから100ページのところに付けておりますのでご参照いただきたいと思います。

12ページに戻っていただきまして、真ん中に表がございますが、真ん中の表は各観測井戸のこの半年間の最高水位と最低水位とその変動幅を一覧表に整理しております。これを見ますと、水位は上流側、処分場の奥のほうが高く、入り口側、下流側が水位が低いという状況になってございますので、浸透水なり地下水の流れの向きは処分場の奥から入り口側に向いているというふうに判断されます。

また、右側の表の上ですが、地震の影響による地下水の変化を最低水位の比較であらわしたものであります。この表が少し見づらくて恐縮ですが、地震が発生した昨年の3月の後、昨年の4月から今年9月までの1年半における最低水位というものを、地震前の平成20年から22年の3年間の最低水位と比較した数値をこの表の右端に載せております。地下水位変動量という形で載せておりますが、全ての観測井戸で、地震前に比べますとマイナスになっておりまして、地震後に水位が全体的に低下したという状況が見てとれます。

なお、年間の最低水位で比較した理由としましては、最低水位は地下水位のベースラインであり、年度ごとの降雨量の影響が比較的あらわれにくいという判断によるものです。

次に、15ページですが、こちらは多機能性覆土状況調査でありまして、グラウンドエアシステムという方法で覆土から放散していると思われるガスの硫化水素濃度を測定してございます。今期は6月と8月に実施いたしました。多機能性覆土施工地点13地点及びその脇の対象地点13地点、これら全てにつきまして硫化水素は定量下限値、検知管による測定の定量下限値の0.2ppm未満という結果でございました。

最後に、バイオモニタリング結果、16ページでございます。荒川の放流地点の上流側と下流側で、アカヒレという魚を使いましたAOD試験というものを実施しております。6月はAO

D値が上流、下流ともに750%、9月は上流側が710%、下流側が750%でございました。この値が400%以上の結果であれば、魚類の生育に支障がない通常の河川水であるというふうにされておりますので、この経過からいきますと特に問題のない水質、魚の生育にとって問題のない水質のレベルであり、放流水の影響もほとんどないものと考えます。

個別の調査結果が以上でございまして、1ページにお戻りいただきたいと思えます。1ページには、この調査結果の全体的な総括を、2の環境モニタリングの結果及び評価というところに提示しております。今回の評価案といたしましては、本期間中の環境モニタリングの結果、敷地境界での硫化水素濃度、地下水及び放流水の水質は、法令の規制基準を満たしており、また、処分場の発生ガスによる大気汚染、浸透水等による水質汚濁というものは認められず、周辺生活環境への顕著な影響はないと判断されるといたしました。

なお、付記事項といたしまして、処分場内観測井戸での調査の結果、依然として周辺の地中温度より高い地点があること。砒素、ベンゼン、BODが複数の地点で基準に適合していないこと。また、一部の観測井戸においては、ダイオキシン類、1,4-ジオキサン等が地下水環境基準を超えること。観測井戸でガスと浸透水が噴出する事象が発生しているなど、処分場内部は安定した状況には至っていない。また、昨年3月の地震の影響で地盤沈下や地下水の変動が生じている。このことから、引き続きモニタリングを実施して、地震の影響も含めた処分場の状況及び生活環境への影響を把握し、周辺地域の生活環境に支障が生ずるおそれが認められた場合には必要な支障除去対策を講じるなど、処分場の状況に応じた適切な対応を図る必要がある。また、モニタリングデータが蓄積されてきたことから、処分場の将来見通しが立つようなデータ解析の検討も併せて行う時期に来ているというふうに整理をいたしました。

審議事項のご説明は以上です。

○須藤委員長 どうも渡部室長、ありがとうございました。

一つずつのデータの細かいところはともかくとして、最終的な結論が、今の8ページのところの環境モニタリングの結果及び評価ということで、周辺環境には顕著な影響はないということをお示しして、しかしながら、かくかくしかじかで幾つかの問題が残されているので、それへの対応はこれから明らかにし、適切な対応を図るよというよという表現ぶりでございます。先生方から個々の問題、データももちろんですが、この評価結果をどのように、先ほどから住民の皆さんからいろいろご意見はいただいておりますが、先生方として、専門家としてご意見をいただきたいと思えます。

それでは、稲森先生から順番にいきましょうか。今の、これは諮問なので、データを見てい

ただいて、それとその結論。

○稲森委員 この分厚いのも一体ですよ。ちょっと気になりましたのが、この調査報告書は報告書でいいのですが、例えばこの諮問のこっちのほうの案のほうです。概要版じゃないほうの14ページです。別にこれはまとめではないなと思ったんですよ。どういう意味かといったら、例えば総括及び課題、展望というのを、僕たち論文書くときにはやりますでしょう。そうすると、これは単なる羅列がされているんですね。こうであった、ああであった、検出されなかった。それでもいいのですが、やはり影響調査報告書ですから、例えば上記のこうこうこう、1についてはこうこうであったが、これを踏まえると今後こういうことをこうするべきではないだろうかとか、そんなのは必要ないでしょうか。

○須藤委員長 いやいや、先生が必要があるとおっしゃっていただければいいんですよ。委員なんですから。

○稲森委員 それと、概要版のほうがわかるのですが、概要版の文章の中身と、これは詳細版だと思うのですが、図ばかりいっぱいありまして。文章が14ページのところまであるのですが、文章が極めて少ないですし、僕だったら、例えば最後のところに、今住民の方々いろいろ貴重なご意見をおっしゃってましたよね。こういうことからこういうことを今後やっていかないといけないのではないだろうかとか、何も書いていないんですよ、これ。それでいいのでしょうか。

○須藤委員長 要するに展望ね。

○稲森委員 そう。例えばバイオモニタリングだったらこうであったと。だから、問題ないなら問題ないが、さらにこれを継続して検証していくんだとか、例えばガスの問題とかいろいろ書いてある、メタンガスの問題いろいろ書いてありますよね。水質調査の件もですね。僕が言いたかったのは、各項目のところを見ると、何倍であった、何とかであった、差がなかったで全部終わっているんですよ。そうしたらこれをもとにして、今後どうあるべきかというところがこれからの、先ほど環境省のいろいろな予算というか、そんなところをとっていくためにも、方向性を書いておいたほうがいいと思います。例えば特別措置法のこういった点も含めて、今後こういう形でこう進めていくのが大事ではないだろうかとか、と私は思いました。

○須藤委員長 ありがとうございます。

それでは、一通り伺いましょう。これは諮問なので。井上先生どうぞ。

○井上委員 1つは、地中温度のデータで、少し細かお話なのですが、ちょっと色がなかなか読み取れないのですが、多分平成24年9月5日のデータというのが、例えばH16-3ですとかH16-

13で、これは一番下側に来ているのが9月のデータですよね。温度が。紫色だと思いますが。

○須藤委員長 渡部さん、いいですか。

○井上委員 平成24年の9月5日のデータがどれなのかなというのが、ちょっと正確に読み取っていないかもしれないのですが、私が見た感じだと16-13とか16-3では、一番温度の低いところに来ているデータのように見えるのですが、それでよろしいですか。

○事務局（渡部室長） 今回の2回の測定のグラフの線がどれかということによろしいですか。

大変見にくくて恐縮ですが、黄色い線が6月で、この薄紫色の線が9月のデータということですが、この黄色が6月です。ちょっと薄くて見えにくいのですが。薄紫が9月ということになっています。

○井上委員 私の見た感じだと、9月のデータは、過去の測定の中で一番、例えばH16-13ですと10メートルのところとか一番温度が低くなっていると思いますが、先ほどほとんど温度は余り変わっていないというようなことだったのですが、どうも何かこのデータを見ると、一番本来温度の上がるはずの夏で、9月とか10月で温度が下がってきているのではないのかなという気がするのですが、この辺はどう、たまたまということなんでしょうか。

○事務局（渡部室長） 少しこのグラフでは見えにくいのですが、この報告事項の1の経年変化のほうを整理した資料の9ページをごらんいただきますと、報告事項1という別なA3版のもので。この9ページに、全ての観測地点ではございませんが、地中温度のそれぞれの地点の経年の推移をこの横のグラフであらわしております。これを見ますと、H16-13というところは、右側にグラフがありますが、ここがかなり温度が高い地点でございます。こうやって見ますと、平成22年の夏、この年は非常に暑い夏でございまして、全ての地点で飛び抜けて温度が上がっていますが、それを除きますと、ややこの温度が下がっている傾向にあるかなというふうには見ております。実際にこのLoc.1なりの周辺地下水との温度差も見ていきますと、若干その温度差が少しずつ縮まっているような感じは見て取れておりますが、それが有位な差なのかどうかということまでは考察はしておりません。

○井上委員 たまたまなのか、ただ今年の夏も結構暑かったと思うので、その割には温度が低くなってきているのかなと、ちょっと期待を込めたようなところなのかもしれないのですが、少しその傾向が見えるのかなというのが、これは引き続きもう少し様子を見ないといけないということなのかなとは思っています。

それから、あともう1点です。これは前にもお伺いしたかもしれないのですが、硫酸イオンの濃度です。10ページの浸透水の硫酸イオンの濃度が、今年特に変動しているのかなというよ

うな気がするのですが、これはやはり何か理由についてはお考えでしょうか。やはりこの硫酸イオンがいっぱい取れてくると、それは硫化水素の発生の原因にもつながってくると思いますので、この辺はどういうふうに考えられているのでしょうか。

○事務局（渡部室長） この10ページは、硫酸イオン、特に井上委員がおっしゃっているのはこの下流地下水ではなくて放流水の。

○井上委員 浸透水です。

○事務局（渡部室長） 浸透水のほうですか。

○井上委員 浸透水が200ミリとか300ミリぐらいまでいって、その変動の幅が非常に大きいというのが1つ気になるのですが。

○事務局（渡部室長） この硫酸イオンは、この変動の幅がかなりございまして、この変動が何に由来するのかについてははっきりしたことはわかりませんが、ただ、過去の測定結果とその採水日当日あるいは直前の降雨状況を見て、ちょっと比較をしたことがございます。そうすると、必ずしもはっきりではないのですが、降雨があったときは多分低くて、降雨がないときが高かったと思います。それで、その降雨によって変動があらわれているということは、可能性としてはあるのではないかというふうに整理をしたことがございます。ただ、かなり雨が当たったときでも雨が当たらないときよりも若干高いというようなときもありまして、なかなかはっきりしたことはつかめていない状況であります。

○須藤委員長 先生は、もっと硫化水素の挙動について、しっかり考察をなさいということによろしいですか。今の問題の指摘のところは。

○井上委員 すぐつながるかどうかは別にして、少し注目はしておいたほうが。

○須藤委員長 そうですね。あれがもとになることですよね。

○井上委員 あるいは塩化物イオンと何か連動しているのであれば、特定の層のところをやはり何か水が通るとわっと溶けてくるとか、何かそういう現象があるような気がするので、もう少しその辺データをまず整理していただいて、何か因果関係がつかめれば一つの……

○須藤委員長 要するに廃棄物層の中の挙動ですよ。塩化物なり硫化物なりのね。それがもう少し考察できるように。

○井上委員 決して均一ではないと思いますので、何かこういったところからも少し中の様子、手がかりがつかめるのではないのかなという気がします。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。大宮委員どうぞ。

○大宮委員 大宮でございます。

室長からの説明を受けまして感じたところでございますが、まず、総合判断、1ページ、モニタリングの結果評価につきまして、総合判断というようなことで周辺環境への顕著な影響はないものと判断される。次に、しかしながらということで、ご報告にありましたように7ページ、処分場内の浸透水の件、それから9ページの発生ガスとか、No.3、No.5における浸透水の噴出、それから11ページにおいての、今もあったような地中温度ですか、温度差、Loc.1とH16-13で温度差が17.4度とか16.8度もあったというようなことも今お聞きしましたし。それで、12ページの地下水位調査関係で、前の第13回の資料には、震災前3年間のことについての記述があったのですが、結果的に記述を忘れたのか、これ省く話になっていたのか忘れてしまったのですが、今回載っていなかったもので、これはどうしてなのかなと今思いました。それをお聞きしたいのが1点でございます。

それから、私一村田町職員に帰りますと、傍聴人の発言にも多々ありましたように、特措法に関する該当、非該当というのが、今確かに重きを置いているというふうに私たちは思っているところがございます。前回と今回の評価委員会においても同じように特措法関係、今日またこの後の報告事項で出てくるようではありますが、ぜひとも財政的な支援を国から受けるというのは必要だと私らは思っております。一職員としてですね。ですから、特措法を大臣同意が得られるような形で、ぜひ活動といいますか、事業実施計画、それらに沿った形で進んでいきたいなと私らも思っているところがございます。感想を含めましてすみませんが、以上でございます。

○須藤委員長 ありがとうございます。後者のほうは、報告事項のほうでもう一回審議しますもので、前者のことをお答えください。

○事務局（渡部室長） 地震前の水位の表。これは大変勝手でしたが、この表にこの上半期分のデータを入れたために狭くなりまして、以前はこの20年度の最低水位、21年の最低水位、22年の最低水位とあったものを、20から22年の最低水位とその3年分を1つにまとめて今回載せたということなのですが、ここについてのご質問でよろしいですか。そういったことで3年を1つに整理、スペースの判断で整理をしたということです。

○須藤委員長 よろしいですか。風間先生どうぞ。

○風間委員 案の内容については、特にございませぬ。従前よりは少し踏み込んだ書き方になっているとは思いますが。

○須藤委員長 考察はそれなりに改善されているということで。

では、藤巻先生どうぞ。

○藤巻委員 最初に、概要版の3ページのあたりにありますジクロロメタンから始まってさまざまな有機物、それから硫化水素、次のページ、いろいろなものがありますが、環境基準以下というものについてもずっと測られておりますが、これをもう私は測る必要はないのではないかと考えますが、まずこれは1ついかがでしょうか。むしろこれにかける分を、支障の除去のほうに使われてはいかがでしょうかとこの考えを持っております。

それから、例えば、砒素とか鉛とかというような元素ですが、このほとんどは実は天然由来だろうと思うんですよ。仙台市近辺でいいますと広瀬川凝灰岩層とか、そのあたりですと土壤汚染対策法には全部ひっかかってしまうような自然のバックグラウンドですので、むしろこういうところに大きなお金をつぎ込むよりは、測定に、観測に大きなお金をつぎ込むよりは、この辺でこの評価委員会で意見が一致すれば、ここでもう打ち切るという方針で、極めて深刻なものについてのみもう少し力を入れてきちんとやるほうがいいと思います。

今非常に深刻なのは、じりじりと減ってきてはいるものの硫化水素の問題と、もう一つは、じりじりと増えつつあるメタンの問題です。

硫化水素のほうでいいますと、前から私何度もご指摘申し上げているのですが、例えば何百ppmも出てくるといような事象が発生しますと、確かに風下の方は危険です。その濃度の高い硫化水素にずっとさらされて、それを呼吸していたら呼吸器系がおかしくなるのは当たり前なので、何度も申し上げて大変失礼ですが、これだと中学校の夏休みの理科観察報告にどうしてもなってしまうので、こういうときは少し風下の方、気をつけてくださいというウオーニングを出せるようなその因果関係ですね。濃度が上がる時と低い時との因果関係を出してほしいなということです。これは今何の因果関係もなかったように思います。

それから、じりじり増えていくメタンですが、これは中の有機物が分解しているためだろうと思いますが、これに対する対策というのは特に書かれていない。これは、相当尾を引くだろうと思います。これについて、今後どのようにするかというような手を、やはり提案といたしますか、方針を出していただかないと困るのではないかとこのように思います。

私は、まとめますと、もう安全になった元素または化合物、それから、もし必要だったら私さまざまなデータがございますので、全部提供いたしますから、測定をこれ以上続ける必要ございませんというのを、これはもうバックグラウンドです、天然のバックグラウンドですというふうにご示しできますのでそれをやめて、むしろ支障の除去に予算を使ってほしいと。それから、硫化水素、やはりこれは危険ですので、かなり有害ですので、硫化水素の多くなるところと少なくなるところをちゃんと因果関係、何が関係しているのかをはっきりさせて、

多くなるときは、風下の住民の人たちにちょっと気をつけてくださいということをお知らせできるといような方法に、そういう策を練ってほしいということが1つ。それから、メタンは、これはどうも図を見ていると今後増えるぞという不安がありますので、これについての対策をこういう文章に、このようにいたしますといようなことを一言述べていただくと、住民の方も安心するのではないかというふうに思います。

私からは以上です。

○須藤委員長 ありがとうございます。それでは、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 田村先生に先にしてください。

○須藤委員長 では、田村先生どうぞ。

○田村委員 今、藤巻委員がご指摘になった一種のアーリーウオーニングシステムといいましゅうか。それはこういうときに確かに大事なのですが、それをするには、やはりその因果関係の解析ができるような観測を設計しないといけないと思います。現行の、今まで行ってきたモニタリングは、いろんな項目、指定項目についてその指定の基準値に達していないということを見定めて安心のほうにしたいというそういうことですので、決して因果関係の解析をもくろんだような設計にはなっていないで、推測することはこれからできますが、ここからすぐ因果関係というのはなかなか難しいと。もしそういうふうに行っていくなれば、このモニタリングの計画そのものの全面的な見直しということで、そういう知恵を入れたのが必要になってくるのではないかと思います、それはそれでまた議論があるところだと思います。それが1つ。

それからもう一つは地下水のことで、先だって佐藤委員から事前にデータ、地下水だけの最近のデータが送られてまいりまして、どうも特に下流のほうで、処分場の下流の端のほうで低減が著しいのではないかと。それで、したがって流動が促進されているのではないかという趣旨であったかと思えます。地下水、それから浸透水の水位の図がこの最後のほうについておりますが、例年、秋から冬にかけては経年変化といいましゅうか、年間の多分の降水の変動と関連して地下水がずっと低下、だんだん低下してくるのは毎年のことだと思いますが、この低下の仕方が、この2年ぐらいは前年度に比べて少し目立つのではないかというように読めないこともないと思えます。このことをきちんと議論するには、やはり地下水位は1回1回が降雨に対応してかなり細かく変動する。それから、より長期的な雨の傾向を反映して、より長期的にゆっくり上がったり下がったりしているところがございますから、この期間の、個々の降水のデータはこの下に棒で出ていますが、何か月間かまとめて降水量がどうであって、それが例年に比べて多かったか少なかったかということがちょっと、足し算すればいいのですが、こ

のいただいた図だけではわからないので、そのところがもし必要ならそういうことを整理する余力というか、必要があればしてもよいのではないかということです。

それからもう一つ、地下水の流動が促進されるかされないかということは、地下水は勾配に関係してまいりますから、個々の点が上がった下がったということがもちろんもとではあります。それをもとにして地点間の水位の差が時間的にどう変化していったのかいないのか、そのところを見る必要があると思います。私、自分でプロットして、引き算して割り算すればいいのですが、実はまだそれをやっておりません。ざっと見たところでは、たしか前々回の委員会の前に、私少しひとりでやったことがあるのですが、その数値を覚えていませんが、勾配が目立った変化はないというふうにはそのときは考えました。

気づいたところはその2点です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。それでは佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 いろいろ先生方のお話を聞いていまして、気になることもいっぱい出てきました。それから、事務局からの報告の中でも、これはこれでいいのかというようなものが出てきました。

最初にガス噴出のところ。これは諮問事項概要版の9ページをごらんいただくと書いてありますが、左端の真ん中あたりです。No. 3 及びNo. 5 は以前から時々浸透水が噴出する事象が発生している。今回始まったばかりではないという言い方をしたいんだと思いますが、平成24年度上半期では、No. 3 は5月14日の採水時、9月4日の採水時、No. 5 では6月9日の採水時、9月4日の採水時において浸透水の噴出事象が発生したということですが、近ごろまた出ていますね。だから、書かなければならなかったのは11月の21日、19日だったか、No. 5 でね。それで、一番問題なのは、ずっと前から申し上げています。ここでまずはもう一回申し上げるのですが、No. 3 とNo. 5 が噴いています。これは、ガスを採集すると60ppmから100ppmの硫化水素を含みますという報告もあったと思いますが、道から、家から遠いから、これは生活環境に影響ないというような分析をなさっていたのですが、No. 3 とNo. 5 しか噴出していないという科学的なデータは示されなかったと。ここ穴を掘ってみたら、このところ特に有機物が多いので、ここはガスが発生して水を噴き上げるのでしょうねという分析があれば、No. 5 とNo. 3 だけが出るのかなという納得は、納得はしませんよ、だけど、一応の言い逃れにはなるだろうと。それが無い。何でそこだけ、ほかのところは出ないのかというふうな話になってきまして、これはやはり住民としては不安に思うなよと言うほうが間違いですね、これは。きっちり穴を掘って、コアを採集して、分析して、こういうわけだからここからしか出ないんだよという説明をするべき

だろうと思います。それが住民の安心・安全を保障するということになります。

ほかにそういうものは幾つもありますが、随分外も暗くなってきましたので急ぎます。

それから、井上先生から、夏に温度が下がるよなど、下がる場所もあるというお話がありまして、我々現場で観測してしまして、夏にやはり温度下がって、何だこれかと思うようなところがありました。浸透水が出てですね。夏の間は13、何度みたいな13度程度の温度で、今はかると16度であったかいぞ、というような話がありまして、何でなんだろうかというような、井上先生に後で教えていただければと思いました。不思議だなということがありました。

それから、水位が変動している。あそこにグラフ出ていますが、水位がああいうふうに変動している。雨水浸透防止工を行ったのですが、雨が降ったら水位が上がる、下がるというのは、雨水浸透防止工が機能していないということになります。これは非常に由々しきことで、かなりお金かけて、これで大丈夫だというふうな工事をしたが、上下しているということになれば、これは工事の失敗だということになると思います。その辺を評価委員の先生たちに評価していただくと。でこぼこがあってはいけないんだよなというふうに私は思っております。それがあつたら雨水浸透防止というか、傘を差した意味がないというふうに思うわけです。そのところは後で評価し直ししていただくと。降雨によって変動するなどということがあつてはならないだろうと。

それから、今田村先生が私の顔だけ見てお話しになりましたが、問題にしているのはここです。ここは地震でこのくらい水位が下がった。どうして3日も4日も1週間もかかって水位がもとに戻ったのかはわかりません、これは。それで、ここから、これは地震前の水位より上がっているんです。これは私たち目で見てわかっております。何で上がったんだと。浸透水があるところから漏れているものの流量がかなり多くなったと。これは現場で見えています。それで、だんだん下がった。この辺のでこぼこはなんでなんだというのがあるのですが、ここの線は標高で15まで下がっています。ずっと過去から見て、そこまで下がったというのは一回もないわけです。ここで下がって、もっと下がるのか。これは、住民の人たちとずっと話題にしていって、もっとどこが下がるんだと注目しているところですが、ここまで下がりました。今朝見てきたら、地下水がいつも湧き出ているところの流れが止まっていました。これは、底に穴開いたんだよなと思わざるを得ない。田村先生が何とおっしゃろうと、我々、目の前で見えているわけですから、目の前で見えて、時々なめてはいませんが、竹対の人が来たらなめてみろとは言っていますが、なめてはいない。これは、中から出ているんだろうと思わざるを得ないということです。こういうことをきちっとやっていただくのがモニタリングなんだろうと思っております。

○須藤委員長 ありがとうございます。

○佐藤委員 いや、まだあります。

○須藤委員長 まだあるんですか。

○佐藤委員 環境省からもう支援を打ち切るよと言われたのが、我々も含めて、便々と支障除去オーケーだという報告書を上げていたからなんですね。これは、環境省の職員からそういうふうに教えられました。あなた方、ここに環境省に上げてきた書類には、みんな問題ない、問題ないという書き方で上げてきたんだから、もう終わったんでしょという言い方をしましたというお話でした。だから、今の報告書で、まあこんなものではないとしてこのまま上げてやってしまったのでは、せっかく支援延長をお願いしている立場上まずいのではないだろうか。前と同じではないかという言われ方をされると。それで、問題ないわけではないです。現時点で、今のモニタリングで、現時点で問題ありませんという1項目を加えなければ、これは全然話にならないというふうに思っております。今は大丈夫だよと。それで住民の人たちの話を聞けば、今は大丈夫だけど5年後どうなるの、10年後どうなるのということです。これまで我々が本当は保障して、保障するというか、頭の隅に置いておいて審議をしていかなければならない、諮問に答えなければならぬ。5年後、10年後、20年後、幸い70になりましたので30年後はないですが、できるだけ可能な限り長期でどういうふうな変動があるのかというのを今の数値から読み取っていかなければならぬだろうと。

先ほども申し上げましたが、メタンがどんどん上がっていくよ。30年後どうなるのと。これは、穴掘って、ボーリングのコアを分析して、有機物濃度というか、それを分析しなければ何とも言えないだろうと。それをやらないでモニタリング、モニタリング、数値を見て、また上がった、また上がったということでは、これは恒久対策にはならない、住民の安心・安全にはつながっていかないと思います。今のところそこまでにします。

○須藤委員長 ありがとうございます。

一通りご意見を伺いました。それで、先ほど申し上げましたように、本日はこの説明を聞き、先生方からたくさんのご意見をいただきましたが、答申をしないとこの会議の役目が果たせません。先生方のお話を伺っていると、どうもこのままで全く影響ないよということではないわけでありまして、顕著な影響がないということぐらいのところまではまず第1弾目としてよくて、その後のところの言いわけは、それとデータの解析が不十分。稲森先生から始まって、考察がないとか、それから今のお話もそうですが、将来の予測がないとか、こういうことを踏まえたことを後半部分で書いて、それから、モニタリングについても、重い軽いも当然あるので、

そこまでやっちゃうと当初の計画がありますが、後半に今のような言いわけをして、これで答申にしていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。確かに約束事は、境界線で基準を超えていなければ、一応支障の顕著な影響はないということは、これは言わざるを得ないんですね。しかしながら、いろいろな事象を見ますと不安が非常に多いので、その後の文章のところはもう少し書き加えて、将来の予測まで含めてデータの解析をやっていきたいと思いますというようにここを書き、必要に応じて支障除去をやることも考えるということはどうですか。

- 事務局（渡部室長） 最終的な答申のご議論をいただく前に、改正産廃特措法への対応ということで報告事項の②でご報告させていただくことにしておりますが、そちらのほうのご説明、それからご意見をいただいて、その辺も踏まえて答申のほうに戻っていただければと思います。
- 須藤委員長 今、一応私も座長としてのまとめはとりあえずそこまでにします。ですから、修正加筆ということにして、後半部分を。それで、では、一応それはそこでサスペンドした状況にしておいて、それでは2つの報告事項をやってください。
- 佐藤委員 要点だけにして。

（2）報告事項

- ① 最終処分場の廃止基準項目とその経年変化について
- ② 改正産廃特措法への対応について

- 事務局（渡部室長） それでは、報告事項のご説明をいたします。

最初に報告事項の①、このA3版の最終処分場の廃止基準項目とその経年変化でございます。これは、前回からこのような形で整理をいたしましてご報告を始めたものでございまして、今回2回目の報告というふうになります。

前回いろいろご意見をいただきまして、若干修正をして今回お示しをしております。

1ページが、廃棄物処理法による最終処分場の廃止基準及び現時点での廃止基準達成状況を○、△、×なりで整理したもの。それから、特に×になっている浸透水の水質について、右側に廃棄物処理法の基準なり、地下水環境基準の項目と基準値を整理しております。

また、2ページから3ページには、埋め立てられた廃棄物の種類とか性状、それから廃棄物の有害物質等による汚染状況、これは過去に調査しておりますのでその結果をここに参考までに2ページ、3ページに整理をいたしております。

それから4ページ以降は、廃止基準と関連いたします発生ガス、地中温度、浸透水の水質、周辺地下水の水質、これらの経年の変化のグラフを、調査地点を地図にプロットしてあらし

てみたものでございます。なお、そのグラフには、経年水位のおおまかな傾向を矢印で示してみました。調査地点は全ての調査地点ではなく、旧工区の上流部、下流部、新工区の上流部、下流部というふうな形で、処分場全体のバランスを考慮して調査している地点の中から数地点を選択して載せてございます。

経年変化の状況は、今回半年の2回のデータを足しただけでございまして、特に変わっておりませんので、個別の説明は省略させていただきます。

全体的に見ますと、発生ガスとか地中温度、浸透水の水質は横ばいという状況で、最近も横ばいという状況でございます。また、調査地点ごとに見ていきますと、例えば硫化水素ではH16-11の地点、地中温度ではH16-13、浸透水の水質ではH16-5とかH16-13というようなところが濃度が高かったりして、特にその推移を注視していく必要があると考えました。

今後、委員の皆様のご意見をいただきながら、より内容の充実した解析ができるように取り組んでいきたいと考えております。

報告事項の①は以上です。

続きまして、報告事項2、改正産廃特措法への対応というこのA4の資料をごらんください。

1番の産廃特措法改正の概要ですが、先ほど部長の挨拶にもありましたように、今年の8月に改正産廃特措法が公布、施行されております。

改正の骨子でございますが、1つは法律の有効期限、現在から10年間延長しまして平成35年3月31日までとすると。それから、環境大臣は支障除去等の推進に関する新たな基本方針を定めると。それから、都道府県は、実施計画を策定する場合には、平成25年3月31日までに環境大臣に協議をすることというふうなものが改正の骨子でございます。

2番の改正を踏まえた県の対応でございますが、県としましては、25年度以降も法律の適用を受けて対策を推進できるように、現在の実施計画の変更を環境省と相談中でございます。

今後のスケジュールでございますが、環境大臣協議を来年の3月までに行わなければならないというようなことで、ここに書いてありますように、地元の村田町長への意見照会、それから1月15日を予定していますが住民説明会、県の環境審議会等の意見を聞きながら、環境省と今後調整を行いまして、最終的な変更の計画案を作成しまして、3月に環境大臣と協議したいということで考えております。

それから、次の3番、実施計画の変更でございますが、実施計画の変更の必要性を、資料1を参照しながら説明したいと思います。変更の必要性については、この3点に整理をいたしました。

1つ目としましては、先ほどのモニタリング結果でもご説明しましたように、処分場の現状を踏まえますと、今後もモニタリングを継続する必要があること。また、その結果によって浸出水拡散防止対策が必要となること。2点目としましては、観測井戸からガスが浸透水を伴って噴出する事象が毎年数回発生し、周辺住民に不安を抱かせており、その対策が必要であること。3点目としまして、昨年3月の地震によりまして処分場に沈下が生じ、平成19から20年度に実施した雨水浸透防止対策の効果を損なうおそれがあるために、その対策が必要であることというふうに整理をしております。

今の補足をしました資料、1枚開いていただきまして資料1をごらんいただきたいと思いません。資料1の1ページ目は、地震による地盤沈下、それから水平方向の移動、これはさきの評価委員会でご報告しておりますが、その結果の概要をここに表であらわしております。

それからその裏のページ、2ページでございますが、こちらは処分場の平面図を上に掲げております。この平面図のピンク色に色を塗った箇所が、降雨時に水たまりが目立つ場所を示しております。また、ここの真ん中あたりの大きいピンクのところ縦に黒い線が引いてありますが、ここの断面を下の断面図に示しております。この断面図を見ますと、右側が北側町道、左側が処分場真ん中の作業用道路の方向になっております。もともとこの断面図の黒い線、これが20年度の対策工事直後の排水勾配とその標高、高さをあらわしております。今回、測量を実施した結果、赤い線のような実際の地盤面になっております。場所によって沈下量が10センチから25センチとばらつきがありまして、その結果、排水勾配がこの真ん中、この矢印で範囲を示した真ん中辺の排水勾配がゼロから0.5%ということで、ほとんど平らな状況になってございます。ここのところの水はけが悪いという状況になっているということをあらわしております。

前のページにお戻りいただきまして、ちょっと線を引いてございますが、このような不等沈下で排水勾配が増えていない状況は、雨水浸透防止対策の目的である処分場への雨水の浸透防止、ガス発生抑制等の効果を減じるものであり、このまま放置しておく日常生活への影響が懸念されるといたしました。

次に、資料1の3ページをごらんください。こちらは、観測井戸からのガス噴出事象の整理でございます。この地点図にあるNo.3とNo.5、この2地点で噴出が起きています。図3の写真はNo.3で発生した噴出の状況を写真で撮影したものでございます。

裏の4ページのほうは、過去のNo.3、No.5で、こちらで把握している限りでの噴出事象発生状況を整理したものでございます。この2つの井戸は、平成21年度からモニタリング用の観測

井戸として使用しておりまして、毎月の調査あるいは四半期ごとの調査などで採水をしたり、ガスの量をはかったりしてございまして、平成21年度以降、かなり正確に記録がございまして、平成21年度以降の調査時なりで噴出した日付がこの表のとおりでございまして、平成24年度も11月、12月にもそれぞれ1回ずつ発生していますので、今年度、先ほど佐藤委員がおっしゃったように下半期の分を含めると3回ずつ発生しているという整理になっております。

それから、下の表4は、平成22から平成23年度に風間委員のご協力をいただきまして3回、この噴出したガスのサンプリングを行いまして、そのガスの量とか継続時間、それから、硫化水素の濃度、メタンガスの濃度等を測定した結果の概要を整理してあらわしたものでございまして。

3ページに戻りまして、このようなガスの噴出事象の発生は周辺住民に不安を抱かせており、このまま放置しておくとかガスの滞留量が増えて噴出箇所の増加、噴出ガス量が増加するなど影響が懸念されるというふうに整理をいたしました。

実施計画の変更内容の案でございまして、今ご説明しましたような処分場の状況を踏まえまして、計画の期間を延長するとともに地震で傷んだ覆土の整形盛土、それから、ガスの噴出防止対策を今の計画に追加をする内容ということで取りまとめました。その内容が、その後ろにある資料2という資料になります。

この1ページには、1として支障除去対策の概要、(1)追加対策、(2)浸出水拡散防止対策としております。(1)が今回新たに追加する対策、(2)が現在の実施計画の第2段階に位置づけている対策でございまして。この2つを変更の計画に位置づける内容としております。

その裏のページ、2ページをごらんください。図1は、全体計画平面図をあらわしたものでして、これまで実施した第1段階の雨水浸透防止対策、それから、今回追加する対策、それから、第2段階の浸出水拡散防止対策、それらを全て平面図に入れ込んだものでございまして。このうち追加対策としている部分が新たな施工箇所ということになります。

それから、対策工の計画フローが図2でございまして、これまでの対策工の計画フローの中に、このモニタリングとモニタリングの間になりますが、整形盛土と噴出防止対策を今回追加いたしまして、全体としてはこのような第1段階、追加対策、必要に応じて第2段階の対策という形にフローを変更してございまして。

次、3ページが、今回の追加対策を説明した図面でございます。上段が地震で排水勾配がなくなった場所の工事の標準断面をあらわしたものです。実際にこの排水勾配がなくなったところに新たに盛土をいたしまして、地震前の排水勾配になるように補修工事をするものでござい

ます。

それから図4は、噴出防止工の標準断面図としておりまして、現在、噴出が起きておりますNo.5のところを例として挙げておりますが、このように現在の観測井戸の近傍に、内径約200ミリ程度のガス抜き管を廃棄物層の下まで入れまして、これで地中に滞留しているガスを抜いて、その抜いたガスを活性炭処理設備で無害化をして大気に放散するという施設をNo.3とNo.5のところに設置するという工事を考えております。

それから、4ページと5ページは、現在の実施計画で使用しております浸出水拡散防止対策の図面でございますので、これはこのまま現在の内容で今後もいくものとしております。

それから6ページ目、これが最後ですが、特定支障除去対策の実施スケジュールでございます。雨水浸透防止対策と浸出水拡散防止対策の大きく2つに分けてございますが、追加対策は雨水浸透防止対策に区分をしております、25年度にまずこれらの対策工事の実施設計を行った上で、噴出防止工は25年度に、土地の整形盛土工は26年度に実施をする予定としております。その後、効果確認のモニタリング、浸出水拡散防止対策の必要性の判断、実施時期の判断等のモニタリングを行いまして、対策が必要と判断された場合に3年程度をかけまして浸出水拡散防止対策を実施するというふうなことで、点線で今のところ書いてございます。

概算事業費は、浸出水拡散防止対策まで含めると10年間で23億円程度の事業費となります。

資料説明は以上でございますが、今後は環境省とこの変更の内容の調整を行っていくこととなります。環境省としましては、計画案に記載された対策の必要性とか対策の手法、対策のスケジュール、計画期間などの内容が大臣同意の判断基準に合致するか、専門家へのヒアリング等を通じて判断することとなります。

年を明けて1月からは、本日ご説明しましたこの変更の内容（案）をもとに大臣協議に向けましてさまざまな手続を進めてまいる予定としております。その中で、環境省や専門家から助言、指導を受けながら必要な修正を行ってまいりまして、最終的な実施計画案を3月に作成して、環境大臣に協議を行いたいと考えております。

いずれにしましても、とにかく産廃特措法の継続適用が受けられるように最大の努力をしてまいります。

報告事項の説明は以上です。

○須藤委員長 どうも室長、ありがとうございました。

この案は、もう既に提出をしてあるんですね。まだこの段階ですか。この県の段階ではないですね。もう出ていますよね、これね。提出はしていますよね。

- 事務局（渡部室長） 環境省のほうにですか。
- 須藤委員長 ええ。
- 事務局（渡部室長） これらの内容で環境省ともこれまでやってきて、現時点で検討して取りまとめた変更の内容の案でございます。
- 須藤委員長 これは、私の理解では、いろいろ技術の点だとか、そういう問題については、廃棄物……何ていったか、専門家の先生が何人かいて、審査するんですよね。確かね。いい悪いについてはですね。
- 事務局（渡部室長） はい。
- 須藤委員長 役人同士での話ではないですよ。確かね。出てからはね。
- 事務局（渡部室長） この報告事項の最初のページの2の（2）の④にちょっとありますが、財団調査会、産業廃棄物処理事業振興財団というところが環境省と一緒にこの関係の仕事をやっていますが、ここが約9名のさまざまな分野の学識者をお願いをして、この前で説明をしまして、いろいろ技術的な助言を受けることになっております。
- 須藤委員長 はい、わかりました。それではどうぞ。
- 佐藤委員 継続に向けての運動ということで今お話をいただいたんだけど、どなたが考えたんですか。竹の内対策室の人たちが考えたというか、県の内部で考えたということですね、これは。学者の意見は聞いていない。今のお話。
- 我々実は、ここから少し脱線しますが、宮城県がやってきたことで、今まで成功したためしがないと思っています。あなた方だけが、二、三年、竹の内対策を勉強して、そしてああだこうだとおっしゃっても、このとおり失敗でしょう。今回のは。4年間待ったんですよ、これは。4年間待って結果が出ない。時間切れになって支援延長。これは失敗なんですよ。それが失敗しましたというお話がどこからも出てこないで、また次に支援を延長してくださいというものを同じ頭で申請したからって何になるのかなと思っています。これは間違いですよ、やはり。まず謝らなきゃない、一番先に失敗しました、ごめんなさいと、4年間も皆さんの時間を食ってしまったということで、そこから始まるのが当たり前じゃないですか、今まで。今回の支障除去工をのませられたときにのませられたんですよ、これはね、強引に。私は、そのときに失敗するよと思っていました。だから、今日は待っていました、これは。それで同じ頭で、今度こういうふうにします、ああいうふうにしますって、専門家の先生たちがおいでになるのに、誰と誰が考えたのかまずお話ししてください。私は、役人たちなんかこんなもんだらうと思っているから、別にびっくりはしませんが、きちっと今までどうして失敗してきたのかというこ

と、そういうふうなことの反省はなかったのか、同じことじゃないですか。あとまた4年後に謝りもしないでこうします、ああしますって言うんですか。そののところをはっきりお話ししてください。どなたとどなたが計画に携わったのか。それをやっていただかないと、これ以上前には進みません、これは。

○須藤委員長 今のご質問は、お答えに。

○佐藤委員 部長がいるんだから、部長か、それも技術次長がいるんだから、技術次長は一番竹内のこと知っているんですよ。一から十まで知っているんだから。

○須藤委員長 ご指名ですけど、いいですか。加茂次長。今の……

○佐藤委員 あなた初めてここでしゃべるんだよな。ふんどしちゃんと締めてしゃべれ。

○須藤委員長 次長からのお答えですけど、いいですか。

○加茂次長 それでは、ただいまの佐藤委員のご質問にお答えをします。

まず、この対策工事について、工事の案について、どういう経過でこれが出されたかということですが、2点追加工事を提案しております。

そのうちの第1点目、覆土の整形の部分は、これは現在の工事、現在というかこれまでやった工事の修復でございまして、この工事自体は前回、専門家の方々の意見を聞いて提案された工事、それを修復をしてその形に戻すということでございますので、これは私どもが考えたものではございません。従来の工事の延長にあるというふうに理解をしております。

それからもう1点、ガス抜きですが、これはガスが噴出するというので、ガス抜きをすべきだという意見を評価委員会でもいただいております。

そういったことを踏まえて、私どもとしてこういう方法ではいかがかということで、原案を今回出させていただいております。これについては、今日、評価委員会でのご議論もいただきたいと思っておりますし、あるいはこれからの住民説明会とか、あるいは村田町の意見とか、そういうことも踏まえて環境省に提案をして、環境省の専門家の評価を受けるというような形で進めていきたいと考えております。

○須藤委員長 まだこの図面を出しているわけではないんですか。はい、どうぞ。

○佐藤委員 立ってお話をいたします。

加茂次長、あなた初めてだよなというような、ちょっと恫喝めいたことを言いまして、あのときのあなたと全く同じことをやっていますが。住民説明会でそういう恫喝のもとに今の雨水浸透防止工を押しつけられたと。そのときは、私は4年後、今日を楽しみにしてきました。こうなるよと。絶対なりましたね、やはり。だから、皆さんのおっしゃることはわかるのですが、

例えばあそこのところ、へこんでしまって水がたまるから整形しますと言いますが、それは地震の前から私は指摘していたよ。ここのところに水たまるぞと。それでそこからガスがぼこぼこっと出てきたのもユーチューブで発表したことがあります。だから、今回、地震であそこがへこんだわけではない。だから、そういうふうな言い逃れはしない。ごみ層の上に土かぶせたんだから、へこんでいくのは当たり前なんですよ、これは。全く当たり前。それから、きちっと覆土をする、抑えてしまう。そうしたら、今噴出するものの原因はメタンだというふうな言い方なんです、雨水が入らないようにきちんと蓋をしたら、メタン止まるんですか。メタンの発生が止まるのか。これは加茂次長がお答えしたって、我々信用できないよ、本当に。そこまで行っているんだからな、宮城県のやり方は。あなた方が竹の内でもうろうろうろしているのは、みんな不安に思っているんだ、みんな。何やっているんだ、またと。何か変なこと考えているのでないかというふうに思われているんだからね。それは言うておくけれどね。そうですよ。だから、先生たちのご意見をいただきますという諮問の仕方ならわかるのですが、我々こう考えているから先生たち判こ押してくださいというようなことだとすれば、地元の委員として、私はここにいることはできない。あんたうんと言ってきたのでないかというふうに帰っていく度に言われるわけですから。それで加茂次長は、一から十まで本当は知っているんだよね。ボーリングコア投げたのもあなただし。

それでもう一つ。そのガス抜きのところ、20ミリ(正しくは200ミリ)のパイプを入れてガスを抜きますというようなお話がありましたが、1回やっているよね、それは。どういうふうな工事をしたのか、それを教えてください、みんなに、わかるように。

○須藤委員長 どうぞ。委員のご質問なんですけど。加茂次長。

○加茂次長 それでは、今の3点あったと思います。

1つは、処分場のでこぼこが地震前からあったということでございますが、おっしゃるように処分場はまだ不安定ですので、部分的に沈下をするということは確かにございます。そのために通常は、維持管理として小さい修復をしてきたわけでございますが、今回地震で大きくそういうでこぼこが生じたということが判明しましたので、今回は維持管理の範疇を超えて、実施計画として、支障除去対策として工事をしたいということを実施計画の中に提案させていただくという考え方でございます。

それから、雨水を抑制してメタンの発生が止まるのかということでございますが、雨水浸透を抑制して止めようとしているのは硫化水素でございまして、メタンは有機物が分解すれば、嫌気性の状態で分解すれば当然増えますので、メタンが増えているというのは、廃棄物の分解

が進んでいるという証かというふうに考えております。

それから、従来、井戸を掘ったのかということですが、これは平成19年の、事業者がまだあの処分場を管理していた時代から、ガス抜きをさせるということで県が指導して、事業者にそういうことをさせた経緯はございます。おっしゃるとおりです。今回は、20ミリ(正しくは200ミリ)の提案をしていますが、これは確定したものではなくて、これからさらに来年度、どういうガス抜きがいいかということも含めていろいろ意見を聞きながら、実際には設計段階で詳細を詰めていきたいというふうに考えております。現時点で表記的、模式的に書かせていただいたものでございます。

以上です。

○須藤委員長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 これから詰めていきますと言うけど、どなたとどなたが詰めるわけ。いいですか。加茂次長は今そこにいるが、3月にそこにいるとは限らない、これは。だから、役所であろうと、全く我々信用できない。

住んでいる人間たちというのは一生いるわけです。私なんかは間もなく10年くらいでいなくなるのですが。住んでいる人間たちから言わせれば、2年や3年担当した人たちが、我々の運命を変えるようなことをしていつてもらっては困ると。これは基本的な要求ですが、これ宮城県に言ったってしょうがないのですが、そのところは住民と同じ目線で物事を見てもらわなかったら、後々困るんですね、これは。

○須藤委員長 委員のおっしゃっていることはわかりました。これ同じことを繰り返してもしょうがないから。

○佐藤委員 いやいや、でも、これが通じないからこんなことをやっているの。

○須藤委員長 通じないと言われても。

○佐藤委員 委員長、何回目、失敗何回目だと思いますか。

○須藤委員長 知っていますよ。

○佐藤委員 知っててけろっとしているんだね。

○須藤委員長 知ってますけど。

○佐藤委員 いや、いいです、やめます。

同じような住民が騒ぎ過ぎ、竹の内は。住民が騒ぎ過ぎ。それで、あいつら俺にケチつけるのだけが得意なんだというような言い方で、モニタリングをそういう頭で何回やったってだめです、これは。ボーリングコア投げるのと同じだ。だから、きちっと私は、モニタリングのこ

とに関して、モニタリング、モニタリング、モニタリングって嫌になるくらい聞かせられていますが、虚構のモニタリングという捉え方をしていました。虚構です、これは。都合の悪いのはそっちに置く。都合のいい数値だけで竹の内をつくってしまうということが、これまでずっと行われてきた。

それで、委員長すみません。逆らって、最後の逆らってやめようと思っていますが、竹の内がああの環境で、あの環境って、泥炭地の泥炭の噴く沼ということですが、竹の内がああの環境で多量雑多な廃棄物を抱えたまま放置され、環境省からもう支援しないよと言われたということになると、放置されたということですね。年月を経てどのような極相に達するか、これは森林の極相というふうなものと同じような究極の姿になるのだろうか。どのような極相を想定できるのか。その過程で不安定なコントロールを要する時期が来ることはないのか。それは、その時期の社会にとって好ましい環境と言えるのだろうか。我々の孫やひ孫の時代に、それは好ましい環境になるのかということですね。それが将来を見据えた支障除去工なのだ。現時点で予測可能な負を想定して対処しておくことは、科学の意味であり、同じ目に遭った健全な同時代人の知恵とでも言うべきではないだろうか。宮城県にはそのところ思い出してほしい。住民を、多額の、これはいいのですが、飯の種にして、住民をいじめるようなことはもう終わりにしてくださいという意味です。このところが直らなかつたら、同じことの繰り返しになると思います。それが目に見えるような形で具体化されなければ、私は住民側の委員を辞退します、これは。名前が使われて、ガス抜きされるだけではたまらないものだから、次は法的な手段を考えて、この次までどういうふうな変化をするか。しないなら、青春もこれ以上あげるわけにはいかないのです。だって、言っていること自体が矛盾なんだもの、みんな。謝らなければだめですよ、住民に。15年も20年もあのままにしておいて。だんだん悪くなっていくんだ。何がよくなったのかと。

○須藤委員長　こういう時点でのまとめは大変難しいので。今伺っているところを見ると、まだ支障除去というか、これからの対応策の技術については、もう一回考えて、一応あれはとりあえず出した案であると、こういう理解でよろしいのね。いいですね。それで意見が入れられるわけですね、まだ。佐藤委員とか、そういう意見が入れられるわけですね。

○事務局（渡部室長）　今回ご説明した内容は、宮城県として、環境省とこれもあつて、いろいろやりとりした中で、その辺を踏まえまして検討して今回こういう形で変更したいという内容を整理したものでございまして、今後必要な修正というのは当然入ってくるわけですが、現時点として、その詳細が、設定とか仕様は別にいたしまして、覆土を直しますと。それから、ガ

ス抜き管を設置して中のガスを抜いて、滞留しているガスを抜いて噴出しないような対策をとりますと。それから、まだ必要ないということで実施していない従来の第2段階の対策を必要に応じて実施するという内容で今回整理したものでございまして、我々としては、その基本的な部分については、これでいきたいと考えております。それで詳細な部分については、今後実施設計をするなり、あるいは専門の先生のご意見を聞くなりして、そこは固めてまいりたいというふうに考えております。

○須藤委員長 県のご意見はそういうことなんですね。どうぞ。

○佐藤委員 先生たちがおいでになるので、先生たち不愉快な思いをさせてまことに申しわけありません。先生たち、専門家の先生たちがおいでになるので、先生たちのご意見をお聞きしたらどうかというような言い方をしています。いいですか。ちょっと言い方はあれなんだけど、先生たちは竹の内の評価委員にかかわっていただいてもう6年目ですよ。それで、室長は2年目だ。どっちが余計竹の内にかかわっていると思いますか。そういう人たちを抜きにして、目の前に集まっていただいて、我々こういうふう考えたんだけど、考えたというふうなのは認めるわけにはいかない、これは。だめだよ。先生たちのほうが、住民の人たちだって、先生たちからこういう答申をしたんだよなという話だったら、これはそうかというふうに思うと思います。私もそういうふうに住民の人たちに言える。評価委員の先生たちに相談してこうなったんだということは住民の人たちに言えるが、竹対の連中が、2年しかいない連中が考えた案なんだぞ、という言い方は、これはできないね。今までの経緯からしたってね。だから、先生たちをお願いしますというのが竹の内対策室の仕事でないですか、まず。あとご意見をくださいと。それだったら納得できると思います。それだったら少しは残っても言います。でも、だんだんと過激になってきますので。

○須藤委員長 どうぞ。

○藤巻委員 ここでいがみ合っている、非難している、今そこにいらっしゃる県庁側の役人の方にも、実際に物事が起きたときに責任のある立場にはいらっしゃらなかった方で、責任を追及するのは非常にお気の毒なので、提案なのですが、0.1ミリでもポジティブな方向に動かしたい。それで、ここにたくさん分析その他がありますが、どなたが分析をされて報告されているのかはわかりませんが、例えば重金属の問題に関しては、私はお答えすることができます。これはもうやらなくていいと。それから、BODは私わかりませんし、有機物その他もわかりませんが、今担当されている先生方にこれを継続して分析する必要があるかどうか。これは、やめてもいいかどうか。必ず理由をつけて検討してもらって、継続を続けるか、分析を止める

か、判断をしてもらって。それで、多分微々たるものでしょうがお金は浮くでしょう。そのお金を支障の除去に回すということをご自分で決めてもらって、選択、分析しなければならない元素、それから有機物、化合物を選択するというご一文を入れていただいて、それで浮いた分を支障の除去に回すということぐらいをご自分で決めていただければ、何となく1ミリ進むかなという気がします。いかがでしょうか。

○須藤委員長 わかりました。

○稲森委員 一応私が思っているのは、これ今全部の資料を見たのですが、県の方、気の毒だと思うんですよ、本当のところ。そもそもこれはでき上がったときが安西建設というところがつくったわけですね。それひきずっているわけですよ。ということは、そこにいろいろな、私も福島県のほうで環境影響評価審査会の委員長を務めていますけど、新しい埋め立て処分地をつくるか、風力発電所の施設をどこにつくるかというので、事前に影響評価をやって、これでいいとか、いろいろ修正意見を出してつくった経緯がある。それはわかります。それだったら、例えば県のほうが悪かったとか言えるのですが、これはそもそも不法投棄のところができ上がったところに、それでトライ&エラーを入れながら改善をやってきているということなものですから、県の方は気の毒だなと私は思っているのですが、それはそれとしまして。

この諮問事項のこれにどう書いてほしいかといいますのは、最後のところに、例えばここに報告事項1 ございますよね。1のこのA3のところの1ページのところ、廃棄物処理法による最終処分場の廃止基準及び達成状況ということで、問題点と改善すべき点が全部書いてあるわけですね。僕はこういうところを、この今回のこの調査報告書の中の後ろの部分に総括及び、例えばこれまでの経緯、総括、課題、展望というような形にしまして、この最終処分場の廃止基準及び達成状況、ここに問題点が書いてあるわけですよ。そして、それをどう今後やっていかなければいけないかも書いてありますよ。こういったところをしっかりと書いた上で、これまでトライ&エラーでいろいろ、いいのか悪いのかわかりませんが、ほかの不法につくったところの処分場に対していろいろ手を入れてきたわけですから、完璧に最初から設計してあれば、メタンも出ないような埋め立て処分場とかそういった技術はあるわけですが、そうじゃなくともでき上がってきたものに対して手を入れているから、大変だと私は思っているんですね。

○須藤委員長 何入っているかわからないですからね。

○稲森委員 そうなんですよ。そういったところも含めて、僕は、この報告書の頭のところでも後でもいいんですが、これはこういう経緯でできたものであって、これまでトライ&エラーをやってきたと。やってきたんだが、それは中に何が入っているかわからないし、結構大変な

んですよ。そういった埋め立て処分場を最適化していくというのはですね。それでも、やはりいろいろな技術を入れて、最高の技術を入れてこれから住民の人たちに安全な形を取り組んでいかなければ当然いけないわけですから、ということを含めまして、この特定の支障のない形での環境省との協議とか、そういったところも僕はこれに書くべきだと思います。この調査報告書。これまでこういうことがあって、こういうことでこういう現況になっていると。けれども、さらにこういう問題が起こっているわけでしょう。最終処分場の廃止基準及び達成状況というところでいろいろ書いてあるから、それをちゃんと明記した上で、だからこうあるべきであるということをやらないと、パーフェクトに僕この処分場は、でき上がったものに手を入れているから、なかなか大変なんですよ。こういったものは。というのがありますから、そういった点は含めて、明確に、そして環境省のほうでそれで納得されると思いますよ。そういった形で。だから、失敗したとか失敗しないはいいのですが、これはトライ&エラーでずっとやってきたわけですよ。こうすればいいんじゃないかと。噴出した、それをこうやったらこうできるんじゃないか、ああできるんじゃないかというのはもう仕方がないことでありまして、そういう点を含めてうまくここをやって、次の25年度の事業から最適に町の方々がちゃんと納得いく形をつくるようにしていくというような形が私は大事だと思います。

○須藤委員長 ありがとうございます。藤巻先生からも、もう少しモニタリングの項目も節約して、新たな支障のほうに予算を回せというようなこともおっしゃっておられるので、少し私も十分認識、記憶があいまいなんですけど、廃掃法の中で一応26項目でしたか、27項目測らなくてはいけない義務があったのではないかなと思うし、そこを省略していいというのであるならば、もう一回これは調べた上で、それは先生のおっしゃるようにその予算をそっちに回すというようなことは可能だろうと思いますが、ちょっと今、私自身も記憶があいまいなので、全項目は一応何年に一遍か、二遍か測らなくてはいけないのではないかなと思っていましたので、後でそれは調べさせた上でご返事をしたいと思います。

それから、稲森先生がおっしゃっているような問題については、もうちょうどこれが10年終わるので、新たなところに入ったときに、ちょっと私も今までのモニタリングの、ただこう羅列方式と、それから境界線で硫化物が超えてなかったとか、BODが低かったとか、それだけの話ではどうもなさそうなので、ちょっと時間をとって、新たに移る段階では、これのモニタリングと支障除去の方向、それから万一の場合の新たな追加対策なんかもちょっと考えたほうがいいのではないのでしょうか。

しかしながら、今日それを言っても、今日のところは今日でおしまいにはいけない

んです。それで、今日のところのおしまいは、私としては区切りをつけておきたいと思います。それはやはり、今までやった方式で、これで評価をしましょうとあって、結果としては、境界線では超えてなかったんだから顕著な影響はないよと。しかし、地震やら水位の低下や雨が降ったりして、さまざまなことが出てきたと。だから、こういう懸念があると。それと、どうも解析もろくにしていないとか、将来の見通しが立っていないとか、住民の皆さんがおっしゃるように今後どういうふうに変化していくか、遷移していくかというのもわかっていないので、そういうことについては、この段階で、今日ではないですよ。解析をした上で新たな次の第2段階に入りましょうというようなことがわかるような文章にかえて、今日はこれをもって答申にしていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○佐藤委員 稲森先生はやはり優しいんですね。それではやはり、だけど、実はかなりやり合ってきてまして、これまで。私なんか職員に、俺柔道2段だけど何か文句あんのなんていうような挑発さえも受けているわけですね。そういうことがありまして、今回の、かなり暴力的に支障除去工をおしつけられたという思いが抜けません。

けれども、一方考えればそうだよな、かわいそうな話だなということなんですが、実際に竹の内をやっていただくのは、竹の内対策室しかないんですよ。ないんです。我々何やろうとしたってできるわけでもなくて、竹の内の竹対がやるべき仕事なんですよ、これは。そのところはよくわかっていただかないと、どうしようもないんだろうというふうに思っているわけです。

それから、先生たちに知恵をかしてくださいとお頼みするのが当たり前だと思っています。違いますか。我々こう決めたんだけど、これは宮城県が決めたことですからというようなことを室長時々言うが、宮城県でなくて、室長が決めたことでしょう。思いつきで決めているんだもの、我々見たら思いつきだよ、そんなのは。だから、先生たちご意見くださいというのが当たり前だと思うんですね。そのところはぎっちり反省なさったほうがいいのではないかなと思っております。

それで、ひとりでしゃべってしまって、甚だ申しわけありませんが、本当にその辺の事情がわかるような仕掛けにしたいということもありまして、これ以上長引くようなら、本当に法的なことしかないなという思いもあります。この次まで、3月になさるかどうかわかりませんが、そのときに進みぐあいを見たいと。

それから、今、竹対から宮城県が1月の15か16日に住民説明会をしたいと。これは住民説明会なんですよ。意見を酌む会ではないのです。こういうふうに決めましたから、先生たちと

相談してこう決めましたから、これでやってくださいねというような話になりますので、本当は稲森先生と須藤先生、住民説明会に来ていただいて、状況を見ていただくとこれは非常にわかりやすいのではないかなと思ったりもします。

後半は、半分ですが、生かすというか、住民の意見も生かす、それから県の事情もわからないわけではないので、それをちゃんと言って、それであなたたちわがまま言っているみたいな言い方はしないほうがいいのではないかなと思いますね。わがまま言っているのは私だけだというふうに捉えていただいていいです。以上です。

○須藤委員長 わがまま言っているなんて思っていません。正当な意見をおっしゃっていると思いますから。それで、これはやりとりを、大体類似の意見になってきていますので、これを続けていっても同じことの繰り返しになりますので、さっき私がまとめたような方向で、一応諮問は諮問としてやらせていただいて、それでこの支障除去のことについては、新たな段階に入るので、モニタリングの方法、それから支障の除去の工法の詳細の部分については、3月がいいのか2月がいいのかわからないけれども、改めてこれは審議をさせていただきたいと、こういうふうに思いますので、とりあえずは従来からの継続したモニタリングについての結果はこうであったということで今日はとどめて、それについては顕著な生活環境への影響はないということだが、しかし、かくかくしかじかのようなことが起こっているので、それについては対応せざるを得ないというようなことで、それは新たな特措法にぜひ載せていただきたいということを私もお願いしたいということでまとめにさせていただきたいと思います。

○佐藤委員 3月か2月とおっしゃらずに、そのところは決めてあげないとまずい。まずいのではないですかね。

○須藤委員長 事前に相談したいので、いいですか。

○佐藤委員 だから、2月中にやるとか。

○須藤委員長 2月ぐらいのほうがいいよね。

○佐藤委員 ほかの先生はいかがか。

○須藤委員長 3月は結論出してしまうと困るので、2月の末とか。部長、いいですか。これは部長に聞くのが一番いい。こうなってくると。最高責任者だから。やはり3月。

○本木環境生活部長 いろいろご意見ありがとうございました。

諮問のほうはそういうことで答申をいただきました。ありがとうございました。

それから、これから特措法の適用に向けてもう一段国へ訴えていくというのが、我々の今一番の課題でありますので、それについて国のほうは、宮城県がこれまで6年間やってきたこと

について、一定の効果があり、そして、生活環境への影響が、著しい影響がないということでの打ち切りのような回答があったことに対して、県としては、いやいやまだまだこちらでいろいろ議論されているように安定化していないんだと。だから、これからもやらなければいけないんだというのを今訴えている状況です。それについて、今日ご相談したのは、その訴える論調なり、あるいは追加工事として覆土の修正なり、あるいは噴出の防止をぜひやるということ盛り込む技術的な評価をいただきたいということでございましたので、その方向性だけ、細かい、具体的に20ミリ(正しくは200ミリ)でいいのかとか。

○須藤委員長 それはもう後にします。

○本木環境生活部長 そういうのは後の話で、今日はそのおおまかな……

○須藤委員長 方向性。

○本木環境生活部長 そこをちょっと……

○須藤委員長 それは皆さん、一応の合意は得ていると思うので、ただ、そういうことについて審議をして、例えばここに専門家の先生におられるので、その先生の意見も聞いてそれを決めていきたいので、新たなモニタリング方法についても。それは2月がいいか、3月がいいですかと今申し上げたのであって、全部が決まってしまうのではぐあいが悪いから、少し前倒しのほうがいいかなと私も思ったので、さっき2月か3月かと言ったのはそういう意味です。

○本木環境生活部長 2月、3月、あと具体的に少し調整をさせていただいてセットしたいと思いますが、一応ご了解いただきたいのは、この報告事項2の内容で国との協議を進めるということについて……

○須藤委員長 それはだって、もう原案がなくなるとはいけませんから、してください。私もそれはバックアップして、環境省に申し上げていますので、それは。

○本木環境生活部長 あと、モニタリングのやり方なりご検討は、また日を改めてお願いしたいと思います。

○須藤委員長 それはもうここで、そのために専門家呼んでいるのですから。わかりました。

そういうことでございますので、日程について、今日具体的に言うわけにはいきませんが、行政も相談しなくてはなりませんでしょう。幾ら部長でも、私がこうしますというわけにもいかないでしょうから、ちょっとお互いに相談する時間をとらせていただいたということで、ではいいですか。かなり時間も過ぎてしまったので。

○事務局(渡部室長) 担当として確認させていただきたいのですが、今後環境省といろいろ協議、相談をしていくんですが、1つは、今回こちらでお示しをさせていただきました実施計画

の変更の内容の案でございますが、国と我々との今後の3月末の協議に向けたスケジュールの中である程度確定をさせていかなければならないということもございますので、最終的にはどうなるかまだわかりませんが、とりあえず1月から住民説明会をさせていただく、あるいは環境省のほうにその財団の調査会というものが2月の頭にありますが、あるいは環境審議会のほうに案を出してご意見をいただくとかということがあるので、とりあえずこの内容で、1つは作業を進めてさせていただきたいということ……

○須藤委員長 それはやはりこれしかないんだから、原案としては。それを使うしかないでしょうね。

○事務局（渡部室長） それから、どうしても、先ほどの報告事項の2の中で、こういう対策をする必要があるんだという部分をちょっとご説明させていただきましたが、これを諮問事項であるモニタリング結果のあそこの評価、答申文書のところにそういったことをつけ加えた内容で、そこを答申いただければというふうに思いました。

○須藤委員長 ですから、今はそうだけれども、そうなんだと。書けと言ったじゃないですか。

○事務局（渡部室長） そういうお話だったわけですね。

○須藤委員長 私もそんなに利口じゃないから、すぐ書けません、自分では。

○事務局（渡部室長） そういうことで何とか今後、ちょっと期限がございますので、何とかその辺ご了解いただければと思います。

○須藤委員長 わかりました。

それでは、一応曲がりなりにもまとめられたと思いますので、あとの議事進行については、事務局にお返しをいたします。

5 閉 会

○司会 それでは、第14回の評価委員会のほうは閉会させていただきます。

長時間にわたりご審議、まことにありがとうございました。